

特定非営利活動法人京都在ん・消化器疾患ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人京都在ん・消化器疾患ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区吉田近衛町12番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民に向けた消化器がんの正確な情報提供、啓発によって健康福祉に貢献するとともに、著しく減少傾向にある外科医師のキャリア育成を目指して質の高い後進の教育を行い、我が国における消化器外科診療の持続性を維持することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 一般市民を対象とした市民公開講座事業
- (2) 一般市民を対象とした疾患啓発事業
- (3) 学生を対象とした医療体験、がん情報教育事業
- (4) 研修医・若手医師を対象としたキャリア教育に係るセミナー事業
- (5) 研究成果を世界に発信するための学術活動支援事業

- (6) 研究者が海外の最新の研究成果を得るための情報収集支援事業
- (7) 法人の活動に関する広報事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～6人
 - (2) 監事 1人～2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任・職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小濱 和貴
副理事長	山本 健人
理事	肥田 侯矢
同	角田 茂
監事	久森 重夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人京都在ん・消化器疾患ネットワーク

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	小濱和貴		無
副理事長	山本健人		無
理事	肥田侯矢		無
理事	角田茂		無
監事	久森重夫		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年消化器・一般外科医の人数は減少の一途を辿っており、2040年には現在の半数まで落ち込むとの予想が各種メディアで繰り返し報道されている。この傾向が続けば、地域医療を担う人材の不足、外科診療体制の縮小により、市民の健全な生活が損なわれる危険性が極めて高い。

こうした課題の解決に向け、京都がん・消化器疾患ネットワークでは、専門家から後進に向けたキャリア形成に役立つ情報の発信、リクルート活動、小中高生対象体験型ワークショップの実施など、大学や地域の垣根を超えた活動の場の創設を通して、消化器外科領域における後進の教育を行い、学術的な発展、外科診療の持続性の維持を目指す。

また、二人に一人ががんにかかるとされる現代、特に疾患人口の多い消化器がんに関する正しい情報を市民に提供することもまた、専門家に求められる重要な責務である。特に近年は、インターネットの検索エンジンのみならず、YouTubeやTikTok等の動画プラットフォーム、XやInstagram、Facebook等のSNSを通してがん関連情報を収集する一般市民は多いが、それらのデジタル環境には危険な誤情報が非常に多いという事実を、各種研究の結果が示している。こうした状況では、専門家を中心とした公益性の高い組織が積極的に情報発信し、市民を適切な医療に導くことが極めて大切である。京都がん・消化器疾患ネットワークは、こうした市民向けの活動にも注力することで、国民の健康維持・増進を目指す。

以上のように、京都がん・消化器疾患ネットワークは、京都を拠点として、学術シンポジウムや一般市民公開講座の開催、デジタルプラットフォームにおける情報発信・コンテンツ作成を行うことによって、医療者と一般市民の双方を対象とした教育・啓発を行い、消化器外科領域の振興を目指すことを目的として設立されるものである。

2 申請に至るまでの経過

上記の通り、消化器外科・消化器がん領域の教育体制や地域への情報発信体制が不十分な中、これまでは各々の医師が地域の各病院や大学医局において個別に活動してきた背景がある。しかし、個々人が担う負担の大きさや過大な人的コストを鑑みると、より持続性の高い体制の確立が必要と考えたため、本法人設立の申請へと至った。

2026年 2月10日

特定非営利活動法人京都がん・消化器疾患ネットワーク
設立代表者 住所又は居所

氏名 山本健人

(法第10条第1項第7号関係)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人京都がん・消化器疾患ネットワーク

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの医師や市民に知っていただくため、パンフレットを作成し、ホームページを開設する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
① 一般市民を対象とした市民公開講座事業	大腸がんの検診、治療に関して市民啓発を目的とした市民公開講座を開催する	(A) 2026年5月17日 (B) ヒューリックホール京都(京都市中京区) (C) 10名	(D) 京都市民 (E) 200人
② 一般市民を対象とした疾患啓発事業	大腸がんの検診、治療に関して市民が正確な情報を得て適切な診療につなげていただくため、パンフレットを作成し配布するとともに、ホームページにも同内容を掲載する。	(A) 2026年3月-5月 (B) 本法人事務所 (C) 10名	(D) 京都市民および消化器疾患に関心を持つ方 (E) 1000人
③ 学生を対象とした医療体験、がん情報教育事業	小中高生を対象とした医療体験ワークショップを実施する	(A) 2026年9月 (B) 未定 (C) 10名	(D) 京都在住の小中高生 (E) 20人

④研修医・若手医師を対象としたキャリア教育に係るセミナー事業	消化器疾患治療に関心を持つ研修医、若手医師を対象としたセミナーを実施する。	(A) 2026年10月 (B) 詳細未定 (C) 10名	(D) 京都在住または勤務する臨床研修医および医学生 (E) 20人
⑤研究成果を世界に発信するための学術活動支援事業	研究関連ウェブコンテンツの配信支援 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑥研究者が海外の最新の研究成果を得るための情報収集支援事業	学術シンポジウムへの参加支援 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑦法人の活動に関する広報事業	法人のホームページの作成とそれに関する会議	(A) 2026年4月 (B) WEB上 (C) 5人	(D) 医療関係者や消化器疾患を持つ方及びその関係者 (E) 不特定多数
⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	一般企業向け講演会の実施 市町村と連携した啓発事業 (本事業年度は実施予定なし)	—	

2027年度の事業計画書

2027年 4月 1日から 2028年 3月31日まで

特定非営利活動法人京都在がん・消化器疾患ネットワーク

1 事業実施の方針

・翌事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数
①一般市民を対象とした市民公開講座事業	大腸がんの検診、治療に関して市民啓発を目的とした市民公開講座を年に1回開催する。	(A)2027年5月 (B)京都市内 (C)10名	(D)京都市民 (E)200名
②一般市民を対象とした疾患啓発事業	消化器がんの一般的な知識を啓発するためのパンフレット作成およびホームページ掲載。	(A)2027年1月-5月 (B)本法人事務所 (C)10名	(D)京都市民および消化器疾患に関心を持つ方 (E)200名
③学生を対象とした医療体験、がん情報教育事業	小中高生を対象とした医療体験ワークショップを実施する	(A)2027年9月 (B)詳細未定 (C)10名	(D)京都在住の小中高生 (E)20名

④研修医・若手医師を対象としたキャリア教育に係るセミナー事業	消化器疾患治療に関心を持つ研修医、若手医師を対象としたセミナーを実施する。	(A) 2027年10月 (B) 詳細未定 (C) 10名	(D) 京都在住または勤務する臨床研修医および医学生 (E) 20名
⑤研究成果を世界に発信するための学術活動支援事業	研究関連ウェブコンテンツの配信支援 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑥研究者が海外の最新の研究成果を得るための情報収集支援事業	学術シンポジウムへの参加支援 (本事業年度は実施予定なし)	—	—
⑦法人の活動に関する広報事業	法人のホームページでの発信	(A) 2027年5月 (B) WEB上 (C) 10名	(D) 医療関係者や消化器疾患を持つ方及びその関係者 (E) 不特定多数
⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	一般企業向け講演会の実施 市町村と連携した啓発事業 (本事業年度は実施予定なし)	—	—

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 京都がん・消化器疾患ネットワーク

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	2,000,000	2,000,000
3. 受取助成金等	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益	0	0
経常収益計		2,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
人件費		
講師謝金	200,000	
人件費計	200,000	
その他経費		
会議費	200,000	
旅費交通費	200,000	
印刷費	200,000	
その他経費計	600,000	
事業費計		800,000
2. 管理費		
人件費	0	
人件費計	0	
その他経費		
通信費	150,000	
会議費	50,000	
その他経費計	200,000	
管理費計		200,000
経常費用計		1,000,000
当期経常増減額		1,000,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,000,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,000,000

2027年度 活動予算書

2027年4月1日から 2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 京都がん・消化器疾患ネットワーク
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	500,000	500,000
3. 受取助成金等	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益	0	0
経常収益計		500,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
講師謝金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	150,000	
会議費	200,000	
印刷費	100,000	
その他経費計	450,000	
事業費計		650,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		
通信費	50,000	
会議費	50,000	
その他経費計	100,000	
管理費計		100,000
経常費用計		750,000
当期経常増減額		-250,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		-250,000
前期繰越時正味財産額		1,000,000
次期繰越正味財産額		750,000

